

経 製 自 第 4 号
国 自 環 第 3 5 号
平成 2 1 年 4 月 2 8 日

社団法人日本自動車工業会会長
社団法人日本自動車車体工業会会長
日本自動車輸入組合理事長

あて（各通）

経済産業省製造産業局自動車課長

経済産業省資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課長

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課長

自動車の燃費・排ガス性能の表示に関する確認について（依頼）

家電製品をめぐり、省エネ性能に関する表示の一部について、製品実態と異なる事案が発生しております。

このため、資源エネルギー庁としては、省エネ性能の表示に対する消費者の信認を確保する観点から、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（「省エネ法」）に基づく「トップランナー基準」の対象機器について、製造事業者及び輸入事業者に対して、関係団体を通じて、それぞれの省エネ性能の表示に関する点検を行うことを要請しました。

トップランナー対象機器のうち、乗用自動車及び貨物自動車の2品目については、自動車の型式指定の際に、国土交通大臣が自動車の燃費・排ガス性能について算定等を実施しており、その性能は公正・適正に評価されているところですが、燃費・排ガス性能に関し、引き続き正確な表示に万全を期すよう、貴会（組合）関係会員（組合員）に対して、あらためて周知徹底方をお願いします。

なお、誤表示の有無及び有の場合は、その内容を平成21年5月29日（金）までに報告することを求めます。